

### 平成27年度は 固定資産税の評価替えが行われます

▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358  
固定資産(土地・家屋)の価格は3年ごとに見直すこととされ、これを「評価替え」といいます。評価替えは、3年間における資産価格の変動に対応し、評価額を均衡のとれた価格に見直す作業であるといえます。

#### 家屋の評価替えについて

評価の対象となった家屋と同じものを、現時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費(再建築価格といいますが)を求めます。それに建築後の経過年数によって生ずる減価率(経年減点補正率といいますが)と建築物価の変動割合を掛け評価額を算出します。(算出した評価額が前年度の評価額を超える場合は、前年度評価額に据え置かれます)

#### 平成27年度固定資産の縦覧・閲覧について

◎ 固定資産の縦覧制度  
納税者が「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により、町内にある他の土地や家屋と自己の資産の価格(評価額)を比較して確認していただく制度です。  
▼縦覧期間  
4月1日(水)～6月1日(月)  
▼日時  
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

#### 土地の評価替えについて

国が定めた基準に基づいて、地目別に評価します。まず、町内全域を約150の区域に分け、評価の基準となる土地を不動産鑑定士が鑑定します。この鑑定価格を基に、道路に路線価格を設定し、道路に接する

## 平成27年度の介護保険料

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

#### ●特別徴収(年金天引き)の方法

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収	本徴収	本徴収

#### 仮徴収(4月・6月・8月の支払い分)

基本的に前年度最後の支払い月(2月支払い分)と同じ金額が仮徴収として、年金から天引きされます。

#### 本徴収(10月・12月・翌年2月の支払い分)

今年度分の保険料額の確定を受けて、仮徴収額との調整が行われます。

「確定した保険料の年額 - 仮徴収合計額」を3回(10月・12月・2月)に分けて徴収されます。

#### ●普通徴収(納付書・口座振替で納付)対象の方へ

特別徴収の部分でも述べましたが、平成27年度の保険料額は6月以降でなければ決定できません。そのため普通徴収の方についても、平成26年度の保険料額を基に第1期(4月)分の保険料を徴収します。これを暫定賦課と言い、4月中旬に1回分の納付書(通知書)を送付します。

その後6月に保険料額が確定しますので、年額から第1期分を差し引いた額を残りの5回の納期で分けて納めていただきます。この決定通知については特別徴収と同じく6月中旬に送付いたします。

#### ●特別徴収(年金から天引き)対象の方へ

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、市町村民税の課税区分(課税・非課税)および前年の合計所得金額などに基づき決定するため、これが確定する6月以降でなければ決まりません。

このため、平成26年度以前から継続して特別徴収により納付されている方の、平成27年4月、6月および8月の保険料は、基本的に平成27年2月に年金から徴収しました保険料額と同じ額を「保険料仮徴収額」として徴収させていただきますこととなります。ただし、平成27年度から新たな保険料率が設定される関係で、8月の金額が変更になる場合がありますのでご了承ください。

なお、平成27年度の介護保険料額決定通知は、6月中旬に送付いたします。

また、仮徴収額の通知は、省略させていただきますのでご了承ください。

## 下水道の普及推進にご理解とご協力をお願いいたします

▼問合せ 下水道グループ ☎079(435)2373

#### 下水道の役割とは?

下水道が整備されると、  
環境にやさしく  
家庭や事業所などからの汚水を処理し、きれいにした上で放流するので、川や海の水質を大切に守ります。  
清潔に住みやすい

生活排水が排水路に直接流れ込まないので、ハエや蚊などの害虫が少なくなり、清潔に住みやすいまちになります。  
快適な暮らしを守る

くみ取り便所や浄化槽は、管理を怠ると悪臭の原因となる場合があります。下水道に接続すると、くみ取りの手間や浄化槽の維持管理費が不要になり快適な住環境になります。



#### 排水設備を大切に

ゴミや廃油は流さない  
台所から出る生ごみや油などを流すと排水管を詰まらせたり、悪臭や有害ガスを発生させたり、排水処理施設の機能を低下させたりしますので、流さないようにしましょう。  
水洗トイレには溶ける紙を

水洗トイレには、必ず水に溶けるトイレットペーパーを使用し、紙おむつやビニール、水に溶けにくいティッシュペーパーなどを流さないようにしましょう。便器や排水管などを詰まらせる大きな原因となるので絶対にやめましょう。

#### 排水管の近くに樹を植えないで

排水管の近くに樹を植えると、排水管の小さな隙間から木の根が侵入し、排水管の詰まりや破損の原因となりますのでやめましょう。



▲播磨町下水道マンホール

#### 下水道を大切に使いましょう

下水道は、家庭からの汚水をそのまま流すことのできる大変便利な施設ですが、何でも流していいというわけではありません。ルールを守り大切に使いましょう。

#### 下水道への接続のお願い

下水道法では、接続が可能となった地域のお宅について、くみ取り便所の場合は「3年以内」「浄化槽の場合は「すみやかに」下水道に接続していただく義務が課せられています。

接続されていない方は、下水道の趣旨をご理解いただき、接続工事の実施をお願いいたします。

また、接続工事に伴う資金の融資あっせん制度などについては、お手数ですが下水道グループにご相談ください。



## 播磨町立「播磨ふれあいの家」の指定管理者が指定されました

▶問合せ 総務グループ ☎079(435)0357

平成27年3月31日をもって、指定期間の満了を迎える播磨町立「播磨ふれあいの家」の指定管理者の選定にあたり、ホームページなどを通じて指定管理者を募集しました。その結果、1団体からの応募がありました。



指定管理者の選定にあたっては、有識者などによる指定管理者選定委員会(委員8人で構成)を開催し、

- ①利用者の平等利用が確保されること
  - ②事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること
  - ③事業計画書に沿った管理を安定して行う人的・物的能力を有していること
- などを選定の基準として、書類審査と面接審査を行いました。

指定管理者名、指定の期間、選定理由につきましては、下記表の通りです。

施設名	播磨町立「播磨ふれあいの家」	管理者名 代表者 所在地	株式会社 田舎暮らし 代表取締役 習田大介 朝来市山東町末歳650番地
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで 5年間		
選定の理由	<p>申請者は、当該施設の指定管理者としての実績があり、施設の設置目的を十分に理解して、「自然とのふれあい」「ゆとりある時間の提供」を重視した運営を継続しており、その管理体制にも問題はございません。申請者は、朝来市の地元企業を中心とした事業体であり、地域ネットワークを活用した広報手段をとることなどを通じて、施設利用者数を増加させており、今後も安定した管理運営が期待できます。</p> <p>「食を通して、多くの方々との出会いを大切にすること」をコンセプトにしたうえで、地元食材を使用した特色ある献立を研究し、アンケート結果を反映したサービス提供の仕組みを構築するなど、施設利用者の満足度を高めるための努力を重ねている点も、高く評価することができます。</p> <p>以上のようなことから、申請者を、引き続き播磨町立「播磨ふれあいの家」の指定管理者とすることが適当であると判断します。</p>		

## 入札制度を改正します

▶問合せ 総務グループ ☎079(435)0357

1. ダンピング受注の防止や契約価格の適正化などを図るため、変動型最低制限価格制度における低入札基準価格の算定に中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)モデル式を採用するとともに、最低制限価格制度の一部を以下の通り改正します。

※詳細は、入札公告にてお知らせします。

2. 平成28年度の入札から、建設工事における入札参加業者に社会保険などに加入していることを条件とします。

項目	内容
低入札基準価格	①直接工事費の10分の9.5 ②共通仮設費の10分の9 ③現場管理費の10分の8 ④一般管理費などの10分の5.5 ①+②+③+④とする (ただし、予定価格の10分の7から10分の9の範囲で設定する)
最低制限価格	有効な全入札参加者の平均値の90%

### ●入札事務に係るミス防止対策について

平成26年度に執行した入札において、開札事務にミスが生じた件について検証・検討した結果、開札事務を以下の通り改善し、再発の防止を徹底します。

項目	改善前	改善後
開札事務マニュアル	開札についての一連の流れについてのマニュアルに基づき実施	一連の流れに加え、確認事項についてもマニュアルに追記する
開札事務体制	担当の判断により2人で行う場合があった	必ず3人以上で行いチェック体制を強化する
チェックリストの作成	書類確認などのチェックリストがなかった	チェックリストを新たに作成し、書類などの確認を行う
無効の取り扱い	即時「無効」とし、次順位者を「落札」としている	最低価格者を「無効」とした場合は、入札結果を保留とし、確認を徹底した上で決定する 無効調書を新たに作成し、無効理由を明示する
立会人への説明	無効とした理由について特に説明はしていない	立会人の手引きを作成するとともに、無効とした理由について、無効調書などにより十分説明し、了承を得る
入札結果公表時間	入札日の15時	入札案件が多いと、時間に追われ、ミスの原因となる可能性があることから入札日の17時とする

## 年金

### 平成27年度国民年金保険料と前納割引制度

平成27年度定額保険料は月額1万5千590円

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成27年度の定額保険料額は前年度より340円引き上げられた月額1万5千590円です。

#### ▼保険料の納付方法

国民年金の毎月の保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られてくる「納付書」によって翌月の末日までに納めます。

納付できる窓口は、金融機関またはコンビニエンスストアとなっています。また、口座振替やクレジットカード納付も利用できますが、事前に申し込み手続きが必要です。

▼前納割引制度(現金納付)  
国民年金には、一定期間(1年または6ヵ月など定められた期間など)の保険料を前納すると割引になる制度があります。(表1参照)

表1

- ◎現金で1年度分の保険料を毎月納付  
1年度分 保険料 15,590円×12月=187,080円
- ◎現金で1年度分の保険料を前納(1年度分で3,320円の割引)  
1年度分 保険料 187,080円-3,320円=183,760円
- ◎現金で6ヵ月分の保険料を前納(6ヵ月分で760円の割引)  
1年度分 保険料 (93,540円-760円)×2回=185,560円

#### ▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581  
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

平成27年度の現金による保険料の1年前納および6ヵ月前納(4月~9月分)の納付期日は、4月30日です。6ヵ月前納(10月~3月分)の納付期日は、11月2日です。

現金払いによる前納の場合には、任意の月分からその年度末までの保険料を前納することもできます。

また、保険料の一部免除を受けている人も、一部納付の保険料を前納することができます。この場合は、任意の月分から免除承認期間または年度末までの保険料を前納することになります。

※クレジットカード納付による1年前納額及び6ヵ月前納額は、現金納付による前納額になります。

▼前納割引制度(口座振替)  
口座振替による保険料の前納は、1年、6ヵ月または2年を単位とします。(表2参照)

表2

- ◎口座振替で1年分の保険料を前納(年間で3,920円の割引)  
1年度分 保険料 187,080円-3,920円=183,160円
- ◎口座振替で6ヵ月分の保険料を前納(6ヵ月分で1,060円の割引)  
1年度分保険料 (93,540円-1,060円)×2回=184,960円
- ◎口座振替で2年分の保険料を前納(2年間で15,360円の割引)  
2年度分 保険料 366,840円

※口座振替による保険料の前納のうち1年前納、2年前納および6ヵ月前納(4月~9月分)の申し込みの締切日は2月末日までとなっています。また、6ヵ月前納(10月~3月分)の申し込みの締切日は、8月末日までとなっています。

### 口座振替による早割がお得です

口座振替の早割(1ヵ月前納)をご利用いただくと、毎月の保険料が納付期限より1ヵ月早く口座振替され、月額で50円の割引となります。

口座振替の早割の申し込みは、随時可能です。

▶申込窓口 口座振替を希望する金融機関窓口、加古川年金事務所、保険年金グループでお申し込みください

▶申込み必要書類など 年金手帳または納付書(基礎年金番号の確認できるもの)、通帳、金融機関へのお届け印



# 平成27年度の狂犬病予防注射と犬の登録

▼問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721

狂犬病予防法で、犬の飼い主には、犬の登録（生後91日以上（犬）と狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせることが、義務付けられています。

## 集合注射の日程

▼日時 4月19日(日)  
午前9時～11時  
▼場所 役場第1庁舎正面玄関前（駐車場側）  
また、下記の動物病院でも年間を通じて、注射と登録をおこなっています。

なお、すでに播磨町で登録されている犬については、狂犬病予防注射通知書を3月中旬に発送しています。

## 持参する物・費用

▼登録した犬 狂犬病予防注射通知書、費用3,200円（1匹につき）  
▼登録していない犬 費用6,200円（登録3,000円・注射3,200円。1匹につき）

## 平成27年度事務委託獣医師一覧表

1	三木動物病院(宮北)	☎079(435)3664	14	パークレー動物医療センター(加古川市加古川町備後)	☎079(422)2289
2	たなか動物病院(北野添)	☎078(943)5917	15	吉田獣科医院(加古川市別府町別府)	☎079(435)7887
3	はりま動物病院(東本荘)	☎079(436)8330	16	ひっぽ動物病院(加古川市加古川町河原)	☎079(421)4040
4	いなみ動物病院(稲美町六分一)	☎079(492)6290	17	プリス動物病院(加古川市加古川町寺家町)	☎079(422)2103
5	トトどうぶつ病院(稲美町国岡)	☎079(492)2391	18	東加古川ペットクリニック(加古川市平岡町新在家)	☎079(439)6234
6	あさの動物病院(加古川市平岡町高畑)	☎079(420)2099	19	魚住動物病院(明石市魚住町長坂寺)	☎078(947)3987
7	はとの里動物病院(加古川市加古川町木村)	☎079(454)3231	20	大久保動物病院(明石市大久保町大窪)	☎078(936)6211
8	池沢動物病院(加古川市加古川町平野)	☎079(423)9939	21	堂本動物病院(明石市大久保町わかば)	☎078(936)6641
9	グリーンピース動物病院(加古川市加古川町中津)	☎079(421)6644	22	ファミリー動物病院(明石市魚住町清水)	☎078(941)2070
10	ポチ&タマ総合動物病院(加古川市東神吉町舁田)	☎079(431)7377	23	アルマ動物病院(明石市二見町東二見)	☎078(944)2060
11	ミュウどうぶつ病院(加古川市別府町新野辺北町)	☎079(430)0633	24	なかむら動物病院(明石市魚住町長坂寺)	☎078(948)2707
12	加古川動物病院(加古川市東神吉町西井ノ口)	☎079(433)0523	25	アン動物病院(明石市魚住町清水)	☎078(977)7101
13	やまくち動物病院(加古川市神野町石守)	☎079(423)6670			

## 東播開業獣医師会からのお知らせ

集合注射では、多くの犬が集まるため興奮し、犬同士の喧嘩になる場合がありますので、注意をしてください。犬も人と同じ生き物です。毎日体調は変わっていきます。注射による事故を防止するためにも、十分な説明を受けて、同意した上で接種するようにしましょう。

動物病院では、予防接種だけでなく日常の健康管理などのアドバイスも致します。集合注射以外での接種希望される方は、動物病院に直接お越しください。

動物病院では年間を通じて、注射と登録を行っています。動物病院については、東播開業獣医師会のホームページをご覧ください。

<http://www.touban-vet.jp/>

## 飼い主の皆さまへ

人と犬が快適に暮らすために、マナーを守って飼いましょ。

### ●マナーその1

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょ。狂犬病は、すべての哺乳類に感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。

### ●マナーその2

放し飼いはやめましょ。散歩の際はリードをつけましょ。散歩中もリードを離したり、伸ばしすぎないように心掛けましょ。

### ●マナーその3

犬のフンは必ず持ち帰りましょ。道路に放置したままにするのは、飼い主のマナー違反です。犬のフンやブラッシングのあとの抜け毛は必ず持ち帰り、燃えるごみとしてだしてましょ。

## 平成27年度 住宅リフォーム助成制度 4月1日より助成申請を受け付けます

▼問合せ 住民グループ ☎079(435)2364

## 住宅リフォーム助成制度の概要

▼助成対象工事 町内に住民登録のある人が、ご自分の居住している住宅を、町内業者の施工により改築、修繕、模様替え、設備改善など行うもので、工事費（消費税を除く）が20万円以上の工事  
▼助成金額 工事費の10分の1（上限10万円）  
▼申請手続き 申請書、工事内容の分かる設計図面、町内事業者からの工事見積書、工事予定箇所の写真を住民グループへ提出してください

## ▼注意事項

申請時にすでに着工・完了している工事は対象になりません  
町の他の補助・助成を重複して受けることはできません  
町税を滞納している人は申請できません  
播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員は申請できません  
リフォーム助成は、1人1回、1住宅1回限りです  
工事は平成28年3月31日までに完了してください



## 平成27年4月1日から 播但連絡道路の通行料金が変わります

▼問合せ 兵庫県道路公社経営企画課 ☎078(232)9635

播但連絡道路では、沿線地域の観光振興、物流の効率化などを目的に、平成20年10月から料金割引の社会実験を行ってきました。これを踏まえた料金を新たに設定し、平成27年4月1日から実施します。

なお、社会実験で効果が確認されなかった割引については、平成27年3月31日をもって終了します。

### (1) 新料金割引

割引はETC車のみ適用	休日全線割引(新設)	軽自動車等・普通車	土・日・祝日 0:00~24:00	40%割引
		姫路JCT~和田山	普通車の料金 4月1日から(40%割引) 860円 3月31日まで(30%割引) 1,010円	
	休日割引(継続)	軽自動車等・普通車	土・日・祝日 0:00~24:00	30%割引
	深夜割引(拡大)	中型車・大型車・特大車	平日 0:00~4:00	40%割引
		※普通車以下の深夜割引は終了します。		
通勤割引(継続)	軽自動車等・普通車	平日 7:00~9:00、17:00~19:00	30%割引	
		※中型車以上の通勤割引は終了します。		

### (2) 車種間料金比率の見直しに伴う基本料金の変更

車種間比率（右表参照）は、負担の公平を図る観点から車両ごとの重量・大きさに応じて全国的に設定されており、NEXCO管理道路（山陽道や中国道など）や遠阪トンネルと同様の率に見直すことに伴い、中型車と大型車の基本料金を変更します。

	軽自動車など	普通車	中型車	大型車	特大車
現在	0.80	1.00	1.06	1.55	2.75
平成27年4月~	0.80	1.00	1.20	1.65	2.75

### 播但連絡道路に全てETCが整備されます

播但連絡道路の利用者の利便性を一層高めるため、ETCが未整備の市川南料金所~朝来料金所までの料金所において、平成27年度から平成28年度にかけ、順次、ETCの整備を進めていきます。



## 子育て支援センターにおいてよ!

子育て支援センターは、就学前の親子が利用できる場所です。子どもを見守りながら親同士が親しくなり、地域の方々との交流も深めることができます。

▶開館時間 月～土曜日 9:00～17:00  
(日曜日、祝日、年末年始休館)

●幼稚園、保育園児の親子の利用案内

▶時間 13:00～17:00

▶場所 南部子育て支援センター



●おやさろんの開放をしています  
おやさろんでは、子どもたちが遊ぶながら、友達と関わったり、見守る親同士も親しく話したりして、ゆっくり過ごすごができます。

●子育て相談ができます  
・子育て支援員が対応  
▼日時 月～土曜日  
午前10時～午後4時  
・臨床心理士が対応(要予約)  
▼日時 月1回 午後1時30分～3時30分(詳しい日程は毎月の広報はりまの相談のページをご覧ください)

## 子育て支援センターってどんなところ?

●いろいろな行事や活動をしています  
親子が一緒に遊びながら、共に育ちあう機会を提供しています。年齢にあわせた内容で、母子分離の形の時もあります。

また、地域の方との交流をしながらの講座や季節の行事もしています。各支援センターの掲示板や、広報はりま、町ホームページでお知らせします。

## おはなしでてこい ボランティアによるよみ聞かせ

南部子育て支援センター	北部子育て支援センター
第4月曜日	第1月曜日

## わくわくさろん・ニコニコさろん

ボランティアによる身体計測の後、親子でゆったり過ごしながらおしゃべりタイムを楽しみます。

▶対象 町内在住の0歳児

南部子育て支援センター	北部子育て支援センター
わくわくさろん第1水曜日	ニコニコさろん第2水曜日

## 季節の行事 子育て支援講座 地域交流・異世代交流事業

▶対象 町内在住の方

※定員がある場合、申し込みが必要なもの、また曜日の変更などもあります。詳しい内容や日程などは、子育て支援センターの掲示板、ポスターや町のホームページ、広報でお知らせしていますので確認してください。

## 平成27年度 子育て支援センター わくわくニコニコの活動がはじまります

0歳児の集まり「よちよち」、1歳児の集まり「ぐんぐん」、2歳児の集まり「のびのび」に参加してお友達と交流しながら、親子で一緒に楽しい時間を過ごしましょう。

催し名称	対象生年月日	活動日・時間	平成27年度初回開催日	
			南部子育て支援センター	北部子育て支援センター
よちよち(0歳児)	平成26年4月2日～	水曜日(月1回) 10:00～11:00	4月1日	4月8日
ぐんぐん(1歳児)	平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生	木曜日(月1回) 10:00～11:00	4月23日	4月16日
のびのび(2歳児)	平成24年4月2日～ 平成25年4月1日生	月曜日(月1回) 10:00～11:00	4月27日	4月20日

▶開催日 初回開催日は上記の通り

※ぐんぐん、のびのびの集まりは、子育て講座に変更になることもあります。詳しい内容や日程などは、子育て支援センターの掲示板、ポスターや町のホームページ、広報でお知らせしていますので確認してください。

▶対象 町内在住の方

▶持ち物 名札(名札をお持ちの方はご持参ください)、水分補給用の水筒、汗拭き用タオルなど

※たくさんの方に参加して頂きたいので、南部・北部どちらか一方の子育て支援センターに参加してください。詳しくは各支援センターにお問い合わせください。

※駐車場が少ないので、徒歩・自転車でお越しください。

# 播磨町



# 子育て支援センター

福祉グループ  
南部子育て支援センター ☎079(437)4188  
北部子育て支援センター ☎078(944)0717

☎079(435)2362

## 北部子育て支援センター

### 子育て講座 親子ふれあい遊び

親子一緒に身体を動かして、ふれあい遊びを楽しみましょう。

▼日時 4月22日(水)

午前10時～11時

▼場所 北部子育て支援センター ホール

▼講師 三好悦子

▼対象 平成25年4月2日～平成26年4月1日に生まれた子どもと保護者

▼定員 先着20組

▼持ち物 汗拭き用タオル・お茶

▼申込み・問合せ 4月1日(水)午前9時より受け付けます(電話も可)

北部子育て支援センター ☎078(944)0717



## おおきく な～れ



子育て支援センター

## 抱っこは、子どもが望む大切なコミュニケーションです

今は、核家族が進んで、子育てもなかなか大変です。しかも、子育ては、頑張ってもほめてくれる人があまりいません。だから、お母さんはいろんなことを、一人で抱え込んでしまいます。

子どもが泣くと辛くて、泣かせないように泣かせないようになっている人。反対に、「この子は泣くと、どうすることもできません」と言っている人など、泣かせ続けない人など、不安で落ち着かないお母さんも少なくありません。

この時のお母さんの気持ちは、言葉では、なかなか子どもには伝わりません。そういう時は、ギュッと抱

きしめてあげましょう。肌と肌が触れ合うことで、温かい気持ちになり、安心感が生まれます。どんな子どもでもうれしいものです。抱っこは、子どもが望む大切なコミュニケーションです。

てへんに包むと書いて「抱く」という字になります。しっかりと抱いたり、いやいや抱っこすると、子どもには、抱く心が伝わらず落ち着かなくて、パニックになってしまいます。

「抱く」ということは、「くすぐる」と言っているあなたが好きですよ。そのままたのあなたが大好きですよ」という気持ちで子どもを包むことです。

お母さんの心がきちんと子どもに向いて、子どもの心を受け止めることが、「抱く」ということなのです。

親の思い通りに子どもを育てるよりも、子どもの思いに親が応えられる子育てを心掛けてみましょう。

